

なぜ今、

平和安全法制なのか



坂本てつしが考える

必要性と意義



さかもとてつし

坂本哲志 衆議院議員（熊本3区選出）・5期

【衆議院】 総務委員会理事、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会筆頭理事、災害対策特別委員会委員

【自由民主党】 自由民主党副幹事長、税制調査会幹事、農林部会畜産・酪農対策小委員長、生乳流通・取引体制等検討ワーキングチーム座長、情報通信戦略調査会副会長兼事務局長、放送法の改正に関する小委員会副委員長、過疎対策特別委員会事務局長

【議員連盟】 街の酒屋さんを守る国会議員の会事務局長、たばこ議員連盟事務局長、養鰻振興議員の会副会長、火山噴火予知・対策推進議員連盟幹事長、自伐型林業普及推進議員連盟副会長兼副幹事長、ジオパークによる地域活性化推進議員連盟副会長

【内閣】 内閣総理大臣諮問機関・第31次地方制度調査会委員、元総務副大臣兼内閣府副大臣

日本を誰から何のために、どうして守るのか

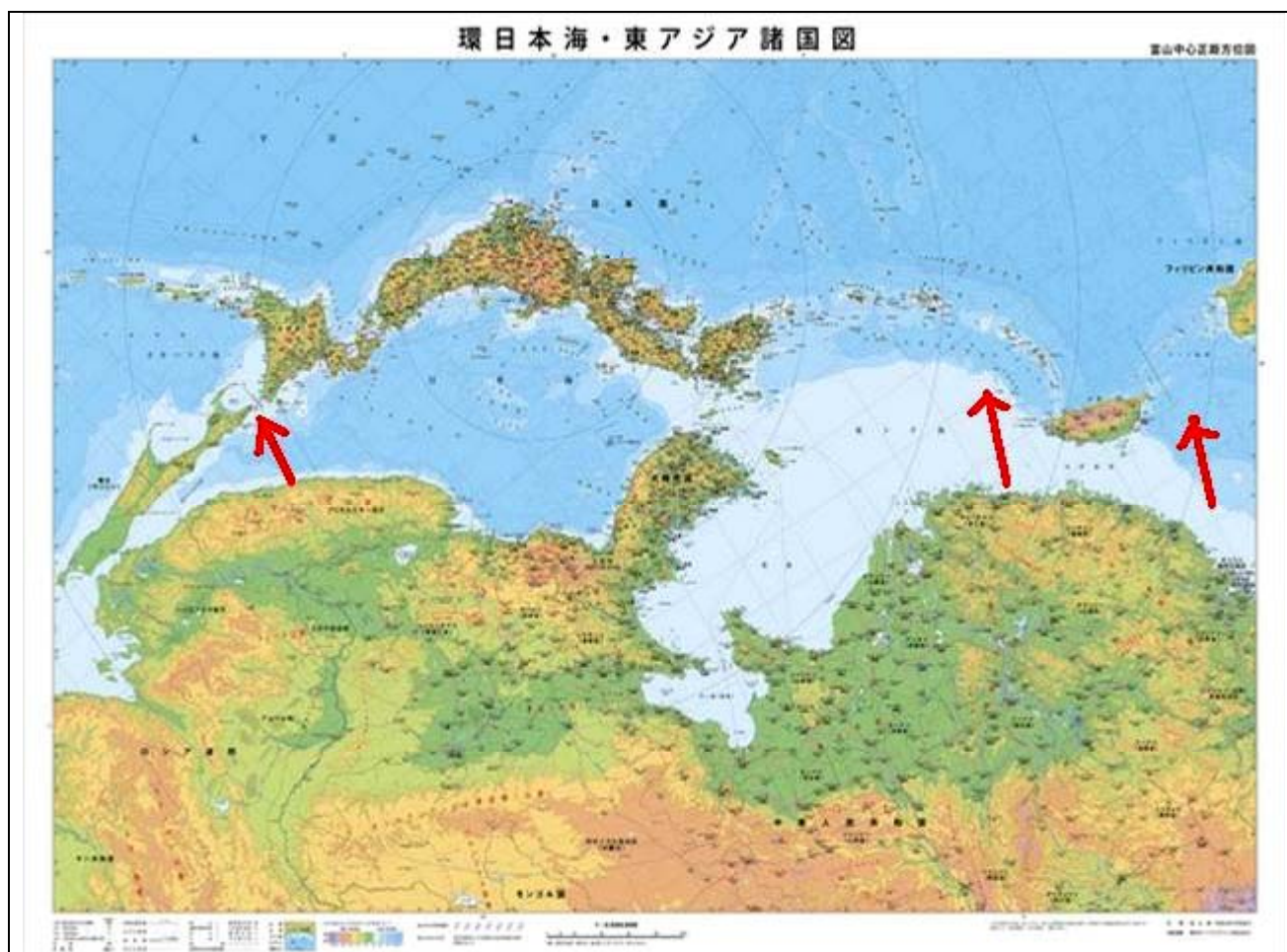
はじめに

わが国が「日本」という国号を定めたのは西暦701年の文武天皇時代に完成した「大宝律令」からです。

以来、律令国家・日本として1300年余、国土と領海を守りながら産業を興し、貿易を行い、文化をつくり、世代を超えて今日の「近代国家日本」をつくりあげました。この間、日本の危機も何度かありましたが、先人達は血と汗と努力と知恵を結集して日本を守り、創り、今日の私達があります。

今に生きる私達の役割は、先人が果たしてきた役割を私達も同じように担い、次の世代により良く安心できる姿で引き渡していくことにあります。

太平洋に出たい中国、ロシア



逆さ地図 出典：富山県「この地図は富山県が作成した地図（の一部）を転載したものである。（平24情使第238号）」

日本の防衛・治安

防衛費は国家予算の5.24%

(2015年度予算96兆3420億円、防衛費5兆545億円)

	自衛隊	海上保安庁	警察官
陸上	13万7,850人 ・戦車 690両 ・装甲車 970両		28万5,968人 (内、機動隊約8千人)
海上	4万1,097人 ・P3C哨戒機: 73機 ・護衛艦: 48隻(イージス艦6隻) ・掃海艦艇 25隻 ・潜水艦: 16隻	1万3,208人 ・巡視船艇 366隻 ・その他船艇 89隻 ・航空機 74機	
航空	4万2,751人 ・戦闘機 353機(F15 201機)		
総	22万1698人	1万3208人	28万5968人

出典: 平成26年版防衛白書、海上保安レポート2015、平成26年警察白書より

周辺国の国防力

ほとんどが国家予算の10%以上

(1ドル120円換算・単位円/%とは国家予算に占める防衛費の割合)

国防予算	中国	韓国	北朝鮮	ロシア	アメリカ
	25兆9645億 7.3%	4兆4012億 12.1%	990億 不明	10兆1354億 11.7%	73兆1897億 9.5%
陸上	160万人 戦車 7000両	52万3,000人 戦車 2,400両	95万人 戦車 4,200両	23万人 戦車 2万両	54万人 戦車 5,800両
海上	25万5,000人 主要艦艇 78隻 沿岸戦闘艦艇 220 潜水艦 70隻	6万8,000人 主要艦艇 23隻 沿岸戦闘艦艇 110 潜水艦 12隻	6万人 沿岸艦艇 380隻 潜水艦 20隻	13万人 主要艦艇 35隻 潜水艦 59隻	32万5,000人 主要艦艇 105隻 潜水艦 73隻
航空	40万人 作戦機 1,600機 ICBM 30基	6万4,000人 作戦機 500機 ICBM 開発中?	11万人 作戦機 600機 ICBM 開発中?	15万人 作戦機 1,200機 ICBM 304基	33万人 作戦機 1,440機 ICBM 450基
総	225.5万人	65.5万人	112万人	51万人	119.5万人

※ICBMとは、大陸間弾道ミサイルのことで、8000~10000kmの超長距離を飛行するミサイル。

出典: 防衛年鑑(平成27年版)より

わが国は、日米安全保障条約をはじめとする各国と積極的な平和外交を展開してきた。現在まで、日本の防衛省と他国の国防省との間で、安全保障分野における条約、協定、覚書は、世界195か国中（日本を除く）、23の国・機関と締結に及ぶ。

＜北 米＞		＜中 東＞	
1. アメリカ	安保条約、協定	13. イスラエル	共同声明
2. カナダ	共同宣言	14. バーレーン	覚書
＜大洋州＞		15. カタール	覚書
3. オーストラリア	共同宣言	16. トルコ	
＜アジア＞		＜欧 州＞	
4. インド	共同宣言	17. NATO	共同政治宣言
5. 韓 国	表明文書	18. フランス	共同声明
6. モンゴル	覚書	19. イタリア	表明文書
＜東南アジア＞		20. ロシア	覚書
7. ASEAN	多国間安全保障会議・地域フォーラム	21. イギリス	共同声明
8. カンボジア	覚書	22. スペイン	覚書
9. インドネシア	覚書	23. スウェーデン	覚書
10. フィリピン	表明文書		
11. シンガポール	覚書		
12. ベトナム	覚書		

※ 条約、覚書、共同宣言、共同表明、表明文書はいずれも国家間における合意文書を言う。そのうち「条約」は国会承認の手続きが必要であるが、「覚書」、「共同宣言」、「共同表明」、「表明文書」などは条約よりも簡便な方式で国家的合意を達成するために用いられる合意文書であり、国会承認を要しないものも含む。出典：防衛省 HP「各国との防衛協力・交流」などより

国際連合（国連）は、第二次世界大戦の連合国が主体となって 1945 年に設立された。主たる目的は国際平和の維持（安全保障）である。安全保障理事会での採決では、常任理事国 5 カ国（アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国）と非常任理事国 10 カ国の合計 15 カ国が中心となる。日本は 1958 年に非常任理事国になり、以来 10 回選出されている。次回 2016 年から 2017 年の非常任理事会に選ばれれば世界最多の 11 回目となる。

国連は、各国からの分担金で運営されている。過去 3 年間の分担割合は、日本は 2 位。2015 年では、その負担率は全体の 10.883% で 2 億 9,400 万ドルにのぼる。同じく常任ではないドイツは 3 位の分担金となっている。常任理事国でない国々も多額の分担金を支払い、国際貢献している。

2015年・国連通常予算分担金（1ドル120円換算 は常任理事国）

1位	アメリカ	6億5,480万ドル（785億7,600万円）
2	日本	2億9,400万ドル（352億8,000万円）
3	ドイツ	1億9,380万ドル（232億5,600万円）
4	フランス	1億5,180万ドル（182億1,600万円）
5	イギリス	1億4,050万ドル（168億6,000万円）
6	中国	1億3,970万ドル（167億6,400万円）
7	イタリア	1億2,070万ドル（144億8,400万円）
8	カナダ	8,100万ドル（97億2,000万円）
9	スペイン	8,070万ドル（96億8,400万円）
10	ブラジル	7,960万ドル（95億5,200万円）
11	ロシア	6,620万ドル（79億4,400万円）

出典：外務省 HP「国連通常予算分担率・分担金」より

1933年

一国英雄平和主義は“死”を招く（痛恨の国際連盟脱退）

日本は、これまで多くの国々と協定を結び、地球規模や国境を超える課題に対して、人的・財政的貢献を果たしてきた。かつての一国英雄主義に陥ることなく、各国と協調しながら積極的平和主義の立場から国連を大切にし、国連の要請には応え、今後も国際社会の平和と繁栄のために、指導力を発揮していく。



「我が代表堂々退場す」

（東京朝日新聞1933年2月25日）

常任理事国だった日本が国際連盟を脱退する場面（画像中央が松岡洋右代表） 画像は読売新聞社

日本の経済力

GDPは世界3位（対中国貿易第1位）

わが国のGDPは、約525兆7,000億円（実質国内総生産・2014年）で世界第3位である。日本経済の再生には、経済外交を長期的に展開していくことが大切である。

輸 入 (総額 83.8 兆円：2014 年度)	輸 出 (総額 74.7 兆円：2014 年度)
<対中国> 19.2 兆円 (対前年比伸率 +3.2%) 1 位：衣類・同付属品 2.32 兆円 2 位：通信機 2.18 兆円 3 位：電算機類 1.55 兆円	<対アジア> 19.7 兆円 (対前年比伸率 +5.9%) 1 位：鋼鉄 1.36 兆円 2 位：半導体等電子部品 1.33 兆円 3 位：石炭・コークス 0.58 兆円
<対アジア> 11.7 兆円 (対前年比伸率 -0.4%) 1 位：液化天然ガス 1.90 兆円 2 位：半導体等電子部品 1.21 兆円 3 位：石油製品 0.84 兆円	<対 米> 14.2 兆円 (対前年比伸率 +7.6%) 1 位：自動車 3.82 兆円 2 位：自動車部分品 0.91 兆円 3 位：原動機 0.77 兆円
<対 米> 7.7 兆円 (対前年比伸率 +7.6%) 1 位：穀物類 0.53 兆円 2 位：航空機類 0.51 兆円 3 位：原動機 0.46 兆円	<対中国> 13.4 兆円 (対前年比伸率 +3.2%) 1 位：半導体等電子部品 1.01 兆円 2 位：科学光学機器 0.93 兆円 3 位：有機化合物 0.80 兆円

出典：財務省 HP「貿易統計」より

平成 26 年度ベースで輸入総額が 83.8 兆円、輸出総額は 74.7 兆円である。地域別でみると、輸入では、対アメリカ 7.7 兆円、対中国 19.2 兆円、対アジアは 11.7 兆円であり、対中国の輸入額が圧倒的である。他方、輸出は、対アメリカは 14.2 兆円、対中国は 13.4 兆円、対アジアは 19.7 兆円と、対中国、対アジアに占める割合は対アメリカに匹敵あるいはそれ以上である。貿易国相手国としての中国、アジアの比重は大きく、わが国の経済発展に、もはや看過できない国々となっている。

日本のエネルギー

石油は中東依存度 83.6% (ホルムズ海峡経由)

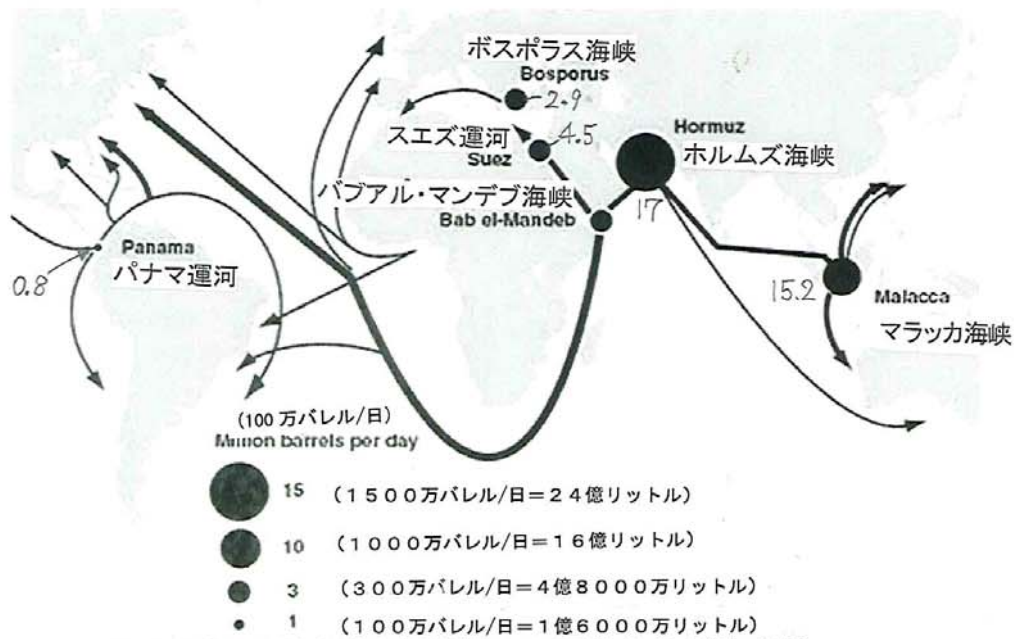
わが国は、原油需要量の 99.7% を輸入に依存している（年間で約 2 億 1035 万^{キロリットル}）。そのうち中東依存度は 83.6%、うち約 81% をホルムズ海峡経由で輸入している。ホルムズ海峡は、ペルシア湾とアラビア海をつなぐ海峡で、2013 年には世界の海上石油交易量の約 30% にあたる 1 日当たり 27 億 2,000 万リットルの石油が通過した。また、液化天然ガス（LNG）は 25% をホルムズ海峡経由で輸入している。

例えば

主力である 30 万トン級タンカーで、1 日当たり 2 隻分（約 51 万トン）

◆ 東京ドームなら、年間輸入量が約 170 杯分。1 日分が約 0.5 杯分

世界における原油の海上輸送ルート(2013年)



(注1) 世界の1日当たりの海上交易量は約5666万バレル(90億リットル)

(出典) (注2) 日本は1日当たり、約365万バレル(5億8400万リットル)を輸入している
Energy Information Administration (EIA)

中東から日本への海上輸送ルート(シーレーン)



○ VLCC: (very large crude oil carrier)

大型タンカー。中東=日本間の石油輸送で最もポピュラーなタンカー。20~30万トンクラス
(写真(財)日本船主協会)

○ ULCC: (Ultra Large Crude Oil Carrier)

30万トン超から50万トンの世界最大クラス。最近ほとんど建造されていない。

(注) 赤=マシ海峡経由のタンカー通常ルート。緑=ULCC(超大型タンカー)及び迂回ルート。

(出典) シンガポールJETROの報告書を元に資源エネルギー庁にて作成。

中東拡大図



ホルムズ海峡拡大図



国内のエネルギー別供給量とエネルギー輸入国割合

わが国のエネルギー自給率は6%。ほとんどのエネルギー資源を輸入に依存している。

※下線は中東諸国を示す

国内で使用するエネルギー (供給)量構成比(2013)

原油 42.7%

(輸入依存率 99.7%)

2億 3,200 万キロリットルを輸入

・中東依存度83%

・ホルムズ依存度81%

石炭 25.1%

(輸入依存率99.0%)

1 億 9,154 万トンを入力

・中東依存率0%

天然ガス 24.2%

(輸入依存率97.6%)

8, 773万トンを入力

・中東依存率30%

・ホルムズ依存率24.2%

原子力 0.4%

(輸入依存率100%)

5463トンを入力

・中東依存率0%

※水力 3.2%

※地熱・太陽光など再生可能エ
ネルギー 4.3%

〔原油〕

31.8% サウジアラビア
22.7% アラブ首長国連邦
12.7% カタール
7.3% クウェート
4.9% イラン
3.9% その他中東
6.9% ロシア
3.3% インドネシア
6.5% その他
※下線部は中東各国

〔石炭〕

63.6% オーストラリア
19.1% インドネシア
6.4% ロシア
5.2% カナダ
3.5% 米国
1.1% 中国
1.1% その他

〔天然ガス〕

18.4% カタール
6.2% アラブ首長国連邦
4.6% オマーン
20.5% オーストラリア
17.1% マレーシア
9.8% ロシア
7.2% インドネシア
5.8% ブルネイ
4.4% ナイジェリア
6.0% その他
※下線部は中東各国

〔ウラン〕

31.6% カナダ
26.1% カザフスタン
15.0% ニジェール
10.8% オーストラリア
10.0% ナミビア
5.7% ウズベキスタン
0.8% その他

※は 100%国内で調達

出典：資源エネルギー庁 HP より

世界で何が起きているのか

① アフリカ

海賊行為とイスラム過激派テロ多発

<リビア>：武装勢力の勢力争いが激化している。2012 年、イスラム過激派勢力が東部主要都市ベンガジの米国総領事館を襲撃し、4 人の米国人が殺害された。首都トリポリでは民間エジプト人 21 人が殺害され、エジプト政府は報復として空爆を実施した。

<ソマリア>：2014 年、アルカイダ系過激派武装勢力「アル・ジャバーブ」が中南部を拠点に活動していたが、ソマリア政府軍とアフリカ連合軍が奪還に成功。しかし、北東部を中心とするソマリア沖では海賊が活動する。

<ナイジェリア>：イスラム国家建国を目的とする「ボコ・ハラム」によるテロが活発化している。2014 年 4 月、北東部ボルノ州では女子学校が襲撃され 200 人以上の女子学生が拉致された。

<アルジェリア>：2013 年、それまでアルジェリア人や欧米人を標的に誘拐事件を起していたイスラム過激派が南東部イナメナスの天然ガスプラントを襲撃、邦人 10 名を含む多数が犠牲になった。

出典：防衛白書平成 27 年版。以下⑤まで同じ

② 中 東

イスラム国（ISIL）が勢力を拡大

<シリア>：2011 年から反政府軍との内線で死者数は 22 万人を超えた。またイスラム国（ISIL）がシリアに勢力拡大、油田、軍事施設を相次いで制圧した。イラク治安部隊と一進一退の攻防を繰り返している。

<イラク>：2014 年にシリアを拠点に勢力を拡大していた ISIL が首都バグダット西部を占領し「イスラム国」の樹立を一方的に宣言。潤沢な資金と巧みな広報戦略で約 2 万 5,000 人が参加している指摘があり、治安部隊と衝突を繰り返している。

<アフガニスタン>：タリバーンの攻撃能力は低下しつつあるが、自爆テロなど治安情勢は依然として悪い。

<イスラエル>：2014 年 7 月にパレスチナからのロケット弾攻撃を受け、イスラエル軍はこの報復として地上戦を開始、少なくとも 2,000 人以上のパレスチナ人が死亡した。

③インド洋

爆弾テロや航空機不明頻発

<インド>：2008 年のムンバイ同時多発テロ事件では 166 人が死亡。2010 年には西部ブネで外国人を狙った爆弾テロが発生、17 人が死亡した。翌 11 年には首都ニューデリーで爆弾テロで 1 人が死亡しており、イスラム過激組織が犯行声明を出した。

<タイ>タイ南部地方はイスラム教徒で多数占められ分離運動が続いている。地元住民や飲食店にも襲撃や爆弾テロが発生しており、2004 年以降の武装勢力による死者は 3,380 人にのぼる。

<マレーシア>2014 年 3 月、クアランプールから北京行きのマレーシア航空の旅客機がタイランド湾上空で消息を絶った。乗客 239 人を乗せた機体は行方不明。

④南シナ海

中国の実効支配着々

<南沙諸島・西沙諸島>：ASEAN 諸国と中国との間で、領有権や航行の自由をめぐる激しい対立が続いており国際的関心が高まっている。2013 年 3 月に中国艦船がベトナム漁船に発砲、さらに 14 年 5 月には、中国が一方的に石油掘削活動を開始したことに対し、中国とベトナムの船舶が衝突している。また、フィリピン政府は中国によるジョンソン南礁での埋め立てについて抗議し、ベトナム政府もウッディー島で滑走路建設を行っていることに抗議している。南シナ海をめぐる問題は、ASEAN 関連会議などでたびたび議論がなされているが解決には至っていない。

⑤東シナ海

中国、日本の領空・領海を侵犯

<尖閣諸島周辺>：中国によるわが国への海空域において、国際法秩序とは相容れない一方的な行動が多くみられ、激しい対立となっている。2010 年 9 月に尖閣諸島付近で違法操業していた中国籍の不審船を海上保安庁の巡視船が発見、退去を命じたが不審船は操業を続行し、逃亡時に巡視船に衝突し巡視船 2 隻を破損させた。2013 年 1 月には、東シナ海を航行していた海自護衛艦に対して中国海軍艦艇からレーダー照射されている。2014 年 5 月及び 6 月には、東シナ海上空を飛行している海自機及び空自機に対して中国軍戦闘機が異常に接近する事案が発生している。

また、東シナ海の日本と中国の中間線近くの中国側海域で、中国による一方的なガス田開発が活発化している。日本側が把握するプラットホーム（掘削やぐら）施設は 16 ヲ所にのぼる。さらに、わが国に接近してくる航空機に対する自衛隊の緊急発進、いわゆる「スクランブル」の回数は平成 16 年の 141 回から平成 26 年の 943 回へと実に 7 倍に増え、中国に至っては今年に入ってからすでに 114 回を数えている。

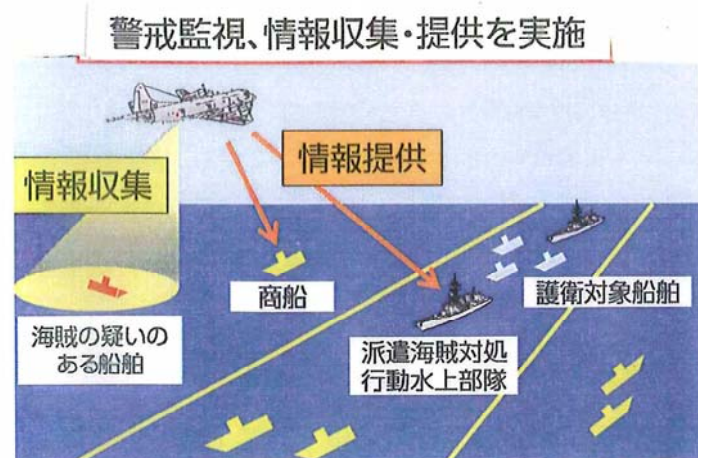
自国をどうやって守るのか

平和安全法制 5段階の対応

貿易で生きる日本。そのエネルギー源は日本人の頭脳と勤勉性、そして石油である。石油は中東にそのほとんどを依存し、しかもホルムズ海峡経由で輸入している。また、インド洋、マラッカ海峡、南シナ海、台湾海峡、東シナ海と1万2,000キロにおよぶシーレーンはまさに日本の生命線である。このシーレーンの範囲で、いったん紛争が起きれば、わが国の経済は重大な打撃を受ける。

このため、5つの事態を想定し自衛隊の役割を整理したのが今回の平和安全法制である。

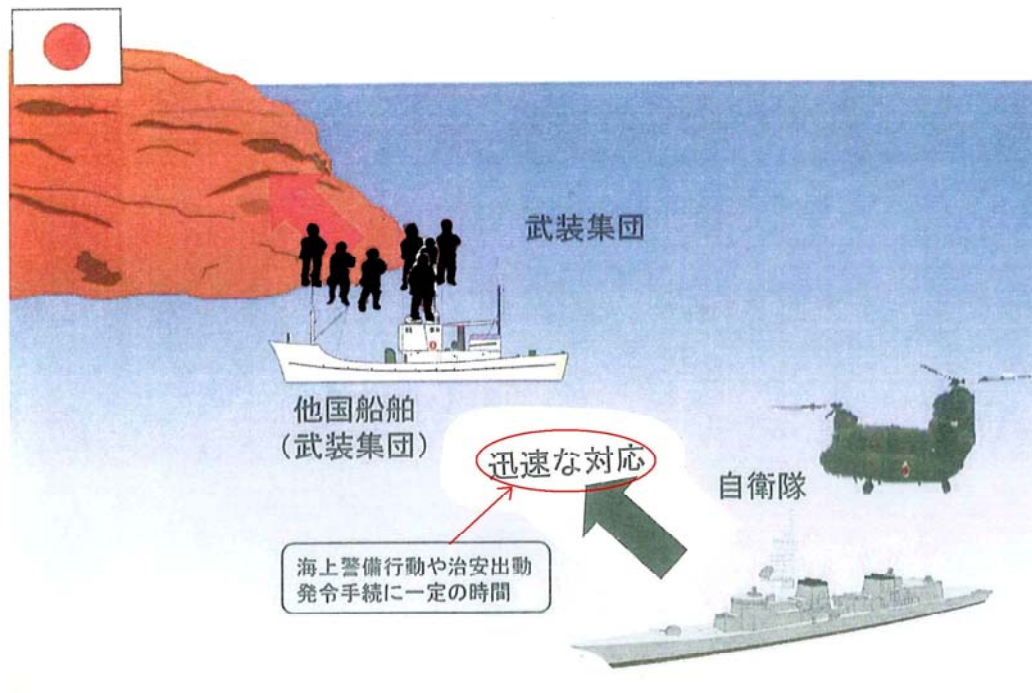
第1段階 「平 時」



潜水艦探知や探査能力を持つ哨戒機（P－3C）出典：防衛省 HP より

- ・ 自衛隊は、各種事態に際して、迅速かつ切れ目のない対応をするために、平時から、わが国周辺海空域において警戒監視を行っている。
- ・ 自衛艦隊は、1日に1回を基準として哨戒機(P－3C)により、北海道周辺海域、日本海と東シナ海を航行する船舶などの状況を監視している。
- ・ 今後も日米同盟により、随時、護衛艦などを運用して警戒監視活動を行い、わが国周辺における事態への即応態勢をとる。

第2段階 「グレーゾーン」



<判断レベル・ケース>

日本領内の離島に外国人が上陸。漁民のようだが武装しているようにも見える。近くに警察、海上保安庁がおらず、グレーゾーンと判断。

今までの対応：領土・領海の治安・警備活動は、まずは警察や海上保安庁が対応する責任がある。また、海上警備行動が発令されれば自衛隊が対応することも可能だが、その発令手続きを待たなくてはならない。武装集団による不法行為によって被害が発生（島が占拠されればその後の対応が後手に回る）。



新法による対応

直ちに、海上警備行動や治安活動を発令し、離島に自衛隊を派遣、対応を急ぐ。

[条件]：緊急な判断が必要であり、かつ速やかな臨時閣議の開催が困難な状態にあること。

（平成27年5月14日閣議決定）：治安出動や海上警備行動などの発令手続きを迅速化するために、内閣総理大臣の主宰により、「電話などによる閣議決定」を可能とし、連絡を取ることができなかった大臣には事後速やかに連絡をすることとした。

第3段階 「重要影響事態」(後方支援)



(イメージ：護衛艦「いせ」後方から米艦への洋上補給実施中の様子。あくまでも後方支援を行う)

＜判断レベル・ケース＞

シーレーンに相当する海域で緊張事態が発生。米軍等の緊急要請に対し、わが国にとって重要影響事態と判断。

今までの対応：例えば南シナ海で緊張関係が発生した時、わが国経済の重要なシーレーンであるにもかかわらず、これまで支援の範囲は事実上、日本周辺に限定され、南シナ海への支援は不可能であった。

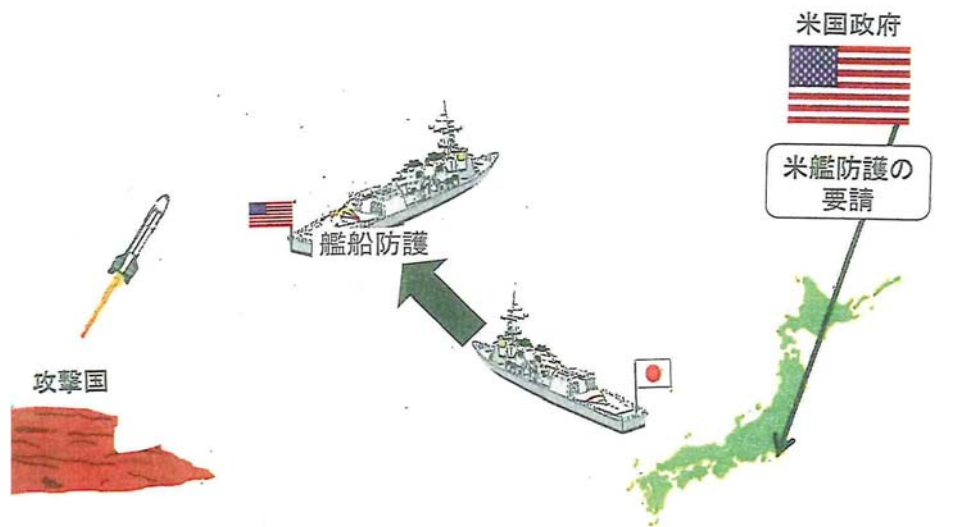


新法による対応

わが国の経済や安全を確保するために、日本の周辺かどうかといった地理的制約よりも、わが国への事態の重要度に応じて他国軍への「後方支援」などを可能とする。米軍以外の外国とも連携を強化する。(例えば豪軍)

[発動の条件]：そのまま放置すれば、わが国に対する直接の武力の行使のおそれがあること。そして、「現に戦闘が行われている現場」では実施せず（いま現在戦闘が起きていなければ活動可能）、仮に近傍で戦闘行為になった場合、あるいは予測される場合には一時休止を行う（「一体化」の回避）。

第4段階 「存立危機事態」(集団的自衛権):基本ケース



＜判断レベル・ケース＞

日本周辺で同盟国、友好国が武力攻撃を受けた時、放置すればわが国への攻撃もあり得る。わが国への存立危機事態と判断。

今までの対応：米国艦隊や友好国に対する武力攻撃を察知したとしても、それを防護することは憲法が禁ずる「武力の行使」（集団的自衛権の行使）に当たりうると考えられてきた。そのため、武力の行使（集団的自衛権）は保持すれど行使できないとされてきた。

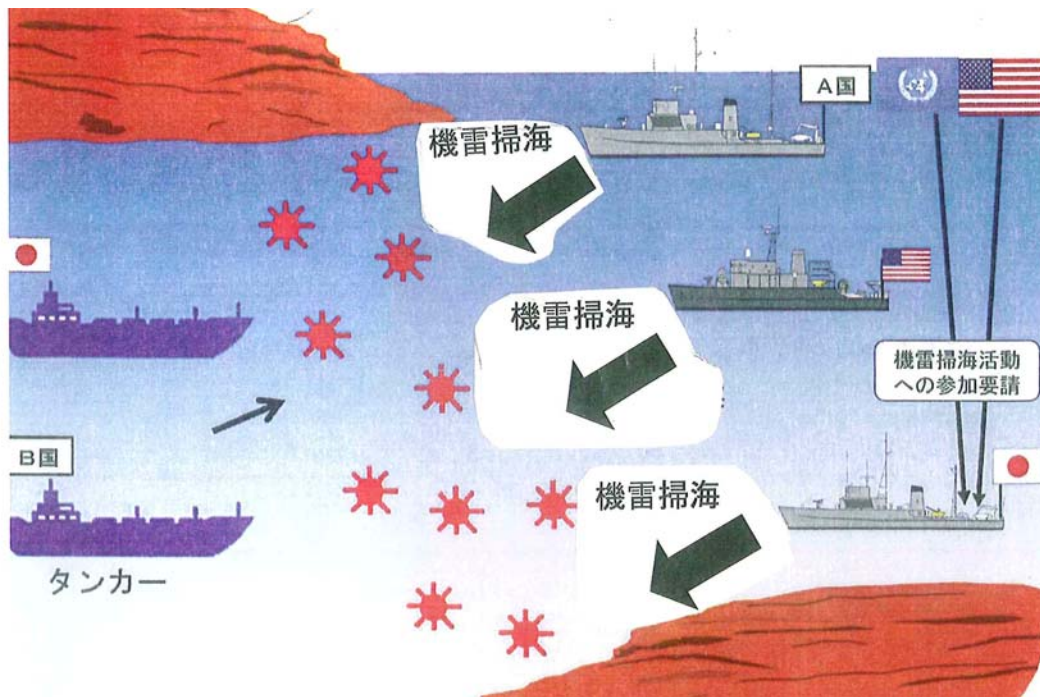


新法による対応

同盟国、友好国への攻撃に対して、直ちに同盟国、友好国の艦艇などを防護する、いわゆる集団で自衛権を行使することでわが国を守る。

[条件]「武力の行使」の新3要件：わが国と密接な関係にある国に対する武力攻撃が発生し、これにより①わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること（存立危機事態）、②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他の適当な手段がないこと、③必要最小限限度の実力行使にとどまるべきこと、の3点に該当することで、限定的な集団的自衛権の行使は憲法上、許容される。事前の国会承認必要（緊急時には事後承認）。

第4段階 「存立危機事態」(集団的自衛権):例外ケース



<判断レベル・ケース>

米国と中東X国間に武力紛争が発生。X国はホルムズ海峡に機雷をまき海峡を封鎖した。米国は同盟国・日本に対して機雷の除去を要請。わが国政府は石油等エネルギー輸送に重大な障害を来し、存立危機事態と判断。

今までの対応：ホルムズ海峡は、日本にとって、原油の80%、天然ガスの24%を輸入する重要なシーレーンであり、この原油輸入ルートが途絶えると、わが国の国民生活にとって死活問題に及ぶが、これまで自衛隊が機雷を取り除く行為は、他国の領海での武力行使とみなされ憲法上許されないとされてきた。

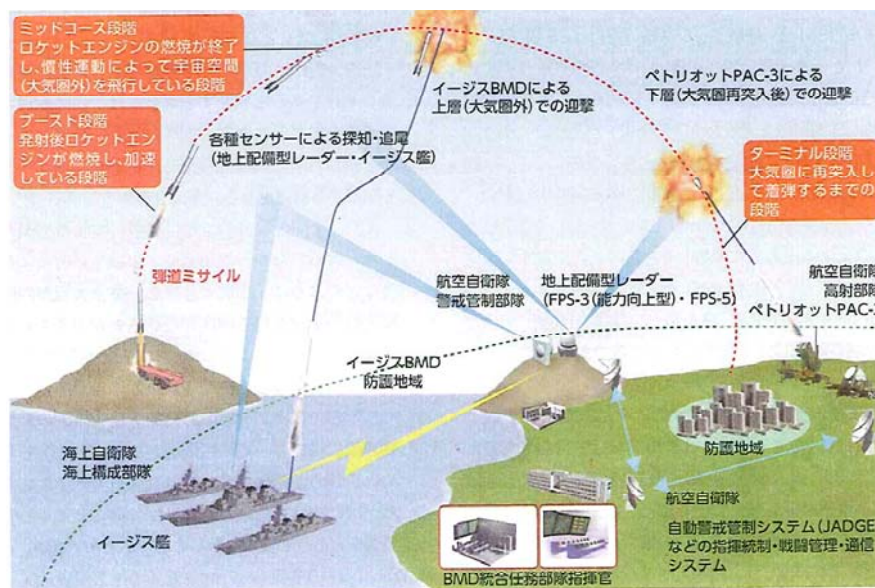


新法による対応

国内にある半年分の石油備蓄も使われ始め、代替エネルギーも持ちこたえることができないと内閣総理大臣が判断した場合、国家安全保障会議の閣議を経て、集団的自衛権の行使の新3要件を満たしていることを確認し、海外派兵の例外措置として存立危機事態と認定。国会承認を得て自衛隊に防衛出動を命じ、機雷の掃海活動に乗り出す。

[条件]：新3要件を満たす集団的自衛権の限定行使であるとともに、日本周辺ではなく、「海外派兵の例外的ケース」として、ホルムズ海峡の機雷掃海を想定している。他のシーレーンでは迂回ルートがあるため、この例外措置には該当しない。

第5段階 「武力攻撃事態」(個別的自衛権)



防衛白書平成 25 年版 BMD 整備構想・運用構想（イメージ図）より

＜判断レベル・ケース＞

わが国に向かって弾道ミサイルが発射され、日本に飛来していることが日本側も確認できた場合、武力攻撃事態と判断。

これまでと変わらず：日本の防衛戦略の基本姿勢は「専守防衛」である。相手の先制を受けてから初めて軍事力を行使することができ、自国の領域において撃退する。憲法上、許される武力攻撃事態を発動、防衛出動し飛来する弾道ミサイルに対して、直ちにBMD（弾道ミサイル防衛）システムによって迎撃態勢に入る。



[条件]：武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態であること。本ケースの場合、攻撃の意図が明示され、ミサイルが発射されたことで切迫事態にあたり、武力攻撃事態として捉えることができる。

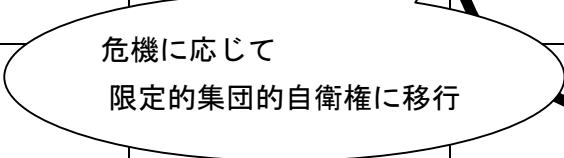
※**個別的自衛権**：自国が他国から武力攻撃を受けた場合、自国を防衛するために武力の行使をもって反撃する国際法上の権利である。確かに憲法第9条には戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認を規定している。しかし、この規定が主権国家としての自衛権までも否定するものではない。憲法前文では「国民の平和的生存権」や第13条の幸福追求権は、最大の尊重を必要と規定する趣旨から、第9条がわが国の平和と安全を維持し、その存立を全うするための自衛の措置を禁止しているとは解されない。したがって、他国からの武力攻撃に対して、実力をもって阻止・排除できる個別的自衛権は許容される。

＜平 和 安 全 法 制 の 全 体 概 要＞

状 態		平和安全改正法・新法	主な活動	国会承認
A 平 時		<u>改正①自衛隊法改正</u>	・情報収集、警戒・監視＋在外邦人等の保護措置（新） ・平時における米軍に対する物品役務の提供（拡）	なし
B グレーゾーン事態			・米軍等の部隊の武器等防護（新）	
C 後 方 支 援	重要影響事態	<u>改正②重要影響事態安全確保法</u> (周辺事態安全確保法の改正) <u>改正③船舶検査活動法改正</u>	・米軍＋国連憲章の目的達成に寄与する諸外国の軍隊に対する協力支援活動（新）＝後方支援活動（補給、輸送、修理、宿泊、施設の利用や弾薬の提供。日本周辺以外での船舶検査（下線を拡充）	国会承認 必要 (緊急時には事後承認) <u>国際平和支援法</u> : 例外なき事前の国会承認＋国連総会決議 必要
	国際平和共同対処事態	<u>新法①国際平和支援法</u>	※ 武器の提供は含まない(発進準備中の航空機に対する給油は実施可能)。 ※ 「一体化の回避」→「現に戦闘行為が行われている現場」では実施不可（搜索救助活動は可能）	
D 存立危機事態		<u>改正④武力攻撃事態対処法改正</u> <u>改正⑤米軍等行動円滑化法改正</u> <u>改正⑥特定公共施設利用法改正</u> <u>改正⑦海上輸送規制法改正</u> <u>改正⑧捕虜取扱い法改正</u>	・米・密接な他国への攻撃＋武力行使の新3要件→日本への武力攻撃と認定 ・ホルムズ海峡の機雷掃海、武力攻撃を受ける米艦等の防護、米国等を狙う弾道ミサイルの迎撃 ＜新3要件＞：①日本の存立に関わる明白な危険の事態（存立危機事態）、②他に手段がない、③必要最小限の範囲→ <u>限定的集団的自衛権の行使</u>	国会承認 必要 (緊急時には事後承認)
E 武力攻撃事態		自衛隊法 武力攻撃事態対処法	日本への直接的な武力攻撃に反撃するための防衛出動 → 個別的自衛権の行使 従来どおり	国会承認 必要 (緊急時は事後承認)
F P K O (平和維持＋平和安全)		<u>改正⑨国際平和協力法改正</u>	停戦監視、被災民救済＋安全確保業務や「駆け付け警護」での武器使用（任務遂行の範囲を拡充）＋非国連による統括（新設）	国会承認 必要 (閉会・解散時は事後承認)
G その他		<u>改正⑩国家安全保障会議設置法改正</u>	平和安全法制における審議事項の追加	なし

<平和安全法制における早わかり表>

事態状況 日本への武力攻撃	国籍不明の武装集団が尖閣諸島に上陸	国連関係NGOが武装集団から襲撃	中東で武力衝突発生、米軍など多国籍軍が編成される	南シナ海で軍事的緊張状態が発生、米軍が事態に対応	日本にミサイル攻撃予告するX国に米軍警戒	中東X国がホルムズ海峡を機雷封鎖、米軍から掃海要請	敵国から日本への武力攻撃
武器使用で排除（警察・海上保安庁では対応困難な場合）	グレー 自衛隊法 電話閣議で自衛隊出動（運用）						
駆け付け警護（武装勢力に取り囲まれた場所に行って警護）		PKO PKO協力法 武器の使用と警告射撃を認める					
後方支援 （弾薬の提供、戦闘機等への給油活動）※船舶検査活動含			平和支援 国際平和支援法[新法]世界平和に関わる事態	重要影響 重要影響事態安全確保法：日本の平和に関わる事態			
BMDで防護（米艦の防護として応戦）					存立危機 事態対処法制：集団的自衛権を発動		
機雷掃海 （ホルムズ海峡に限定する例外的派兵）					存立危機 事態対処法制：集団的自衛権（海外派兵の例外）		
防衛・反撃作戦（従来どおり）							武力行使 自衛隊法＋武力攻撃事態対処法：個別的自衛権



※BMD(Ballistic Missile Defense)とは、日米共同開発のイージス艦による弾道ミサイルの探知・識別・追尾・迎撃のミサイル防衛システム。

平和安全法制・まとめに当たって

【日本を取り巻く安全保障上の情勢】

戦後 70 年を機に私たちは「平和安全法制度」を整備しました。わが国の平和を守るために、自衛隊があらゆる状況に対応可能にするための法律の整備です。安全保障に関して 1 本の法律を新たに作り 10 本の法律を改正して自衛隊や海上保安庁が対処できるようにしました。

しかし、この法律の整備についてはマスコミや野党から反発の声が上がりました。「戦争法案」や「徴兵制度に繋がる法律」とも揶揄されました。しかし私たちは今の時代にこのような法律の整備が確実に必要であると考えています。

まず、なぜそのような批判の声が上がるのか。それは今まで 70 年間、自衛隊の出動には歯止めがかけられ、結果的に自衛隊は海外で一発の発砲もせず、一人の犠牲者も出さないという奇跡的な平和を享受してきた延長線上で考えるからに他なりません。

しかし、もうそのような自衛隊の対応は限界です。中国がアメリカと並ぶ大国として更なる膨張を続け、北朝鮮は軍事国家の道を歩き、ロシアも領土問題には強い執念を持っているという我が国を取りまく環境があり、一方で「I S」いわゆるイスラム国家が世界の各地でテロ行為を起こしています。そのような中で日本だけが、世界の紛争に目を背け、「我関せず」で何の行動もしないということは、世界第 3 位の経済大国であり技術先進立国として許されなくなりました。それは平和主義ではなく無関心主義です。一定の国家としての責任と役割を果たしてこそ他国は日本を認め、我が国の発言力も存在感も増大します。

【憲法の範囲内で活動】

我が国には日本国憲法における自衛隊の行動に対しての制約があります。その範囲内で最も効果的に、そして経費の面でも効率的に我が国と世界の安全保障を守ることが出来るシステムこそが今回の平和安全保障の法整備です。

それは同じ陣営がグループとなって協力し合い、助け合って安全保障を守っていくことです。「集団的自衛権」と呼ばれるものですが、憲法の範囲で限定的に行使することはなんら批判されるものではありません。

既に、EUをはじめ様々な国家が集団的自衛権で自らの国と他国を守っています。私たちもアメリカ、韓国、オーストラリア、東南アジア、インドなどと協力してお互いの自衛権を行使していくことが求められ、またこれらの国からも日本は期待されているのです。

つまり今回の法整備は、これからの安全保障と平和の構築のあり方に向けた必要な安全保障システムをつくり上げる重要な作業でもあるのです。それは我が国の生命線であるシーレーンを守ることに繋がります。

【なぜ戦争が起き、加担するのか】

我が国は 70 年前までは戦争を引き起こす国家システムでした。その原因は軍事政権であったからです。全てにおいて陸海軍の発言が優先しました。教育も経済も文化もスポーツも軍の影響を大きく受けました。軍隊は武力集団です。紛争や対外政策を武力によって解決しようとします。そこに戦争、紛争、事変が勃発します。それを許してしまった明治、大正、昭和は残念ながら軍隊を抑

えるシステムが未熟であったとしか言いようがありませんし、政治家も腐敗が横行し、軍の政治腐敗への批判に対抗できなかったという政治家自身の弱さがありました。

政治主導が大切です。それを確立するためには、まず政治家一人ひとりが清廉で常に国民・国家のことを第一に考える、という使命感を持って政治に当たらなくてはなりません。そのうえで**シビリアンコントロール(文民統制)を確固たるものにしておく必要があります。最終的な判断は文民がする、ということ徹底させておかななくてはなりません。**そのために国権の最高機関である国会が中心とならなくてはなりません。**常に与野党も含めた国会の同意を求めることが大切です。**

【国会の同意が全てに必要】

今回の安全保障法制は緊急の時を除いて全てに国会の同意が必要になっています。私たちは国会で十分な審議をして自衛隊の出動などについての的確な判断をしていきます。決してアメリカの言いなりになったりはしません。日本としての最善の判断をします。ご安心いただきたいと思います。

【終わりに】

私たちは将来の日本の安全保障を考え今回の法制をつくり上げました。そして他国から頼りにされ信頼される日本でありたい、発言力を持ち、存在感もある日本でありたいと思っています。そのことがこれから日本を支えていく若者にとって日本人としての生きる力にもなると考えています。

日本国憲法の「前文」には次のように書かれています

「…われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。…」

「われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。…」

憲法も、自国のことのみに考え他国を無視してはならない。常に各国が対等の立場で世界のあるべき政治道徳の実践のために努力しなくてはならない、と述べています。

まさにその条文を実践するために法の整備をしたのが今回の、平和安全法制です。

私たちが国会で常にチェックします。戦争に巻き込まれるような判断はしません。日本として世界で活動できる分野をしっかりと踏まえて対応していきます。どうか、今回の法制度にご理解をいただき、**皆さんと私たちと一緒に日本の選択を考えて、誤りない判断をしていきましょう。**そして我が日本を未来に繋げて行きたいと思っています。